

2020年 9月 2日

山形県知事 吉村 美栄子 殿  
山形県教育長 菅間 裕晃 殿

新型コロナウイルスから県民のいのちと暮らしを守るやまがた共同アクション

代 表 外塚 功

代 表 本間 修

## コロナ禍から子どもと教育を守るための要請

日頃より、健全な教育行政への発展をめざしてご尽力されていることに対し、敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染拡大により 2 ヶ月におよぶ休校とそのための学習の遅れを取り戻すために短い夏休みを余儀なくされるなど、子どもたちの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。現下のコロナ禍において、子どものいのちと健康を守りながら、豊かな成長と健やかな学びをどう保障するのが問われています。現状では、時数確保を最優先とするあまり、夏休みや学校行事の大幅削減、休み時間の短縮などによって、学習の詰め込みが強まっています。感染防止対策の1つである「身体的距離の確保」ができない「40人学級」に、教職員、子ども、保護者から不安の声があがっています。また、学校内での感染予防にともなう多くの業務により教職員の負担が増大しています。

ただちに、抜本的な人的・物的環境の整備を行うことが必要です。また、教職員が感染拡大の起点とならないための対策強化も必要です。

こうした考えから、下記のとおり要請いたします。

### 記

1. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県は PCR 検査の増強策として、すでに県衛生研究所の他、各保健所やコロナ感染症外来にも検査機器を設置し 200 件の検査が可能です。さらに民間機関への PCR 検査の委託や抗原検査キットを導入した医療機関による検査で 1 日 300 件の検査が可能となっています。これに加え、県は開業医などの判断による民間機関での PCR 検査を行う方式を近く導入するとしており、これによって 1 日 500 件程度の検査を増やし最大 1000 件をめざすとしています。

こうした県の方針の具体化の1つとして、子どもたちの安全を確保し、教職

員が安心して働くことができるよう、すべての小中学校、高校の教職員に対する検査を定期的の実施して下さい。

2. 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（当時）は、「新しい生活様式」として、「身体的距離の確保」を呼びかけ、「人との間隔はできるだけ2メートル空けること」を基本としています。

教室内の身体的距離を十分に保つことはもちろん、1人1人の子どもに行き届いた教育を行うという本来の目的のため、少人数学級を拡充して下さい。そのため、「さんさんプラン」の下限21人要件を撤廃し、適用を全学年に広げて下さい。そして、できるだけ早期に20人程度の少人数学級を実現する方向に踏み出すとともに、国に対しても実現を強く求めて下さい。

3. 少人数学級を広げるには、教員の抜本的な増員が必要です。日本教育学会は、平均1校当たり小学校3人、中学校3人、高校2人の教員を加配する10万人の教員増を提案しています。

また、どの学校でも、毎日の消毒作業や「新しい生活様式」に関わる様々な点検など負担が増大しており、もともとコロナ前から働き方が問題となっていた教職員の過重労働がますます強化されています。

- (1) 当面、多人数単学級を解消し「さんさんプラン」を一層拡充するに見合う教員を増員して下さい。国に対しても、10万人の教員増のための財政支出を求めて下さい。1人1人の教員が長期の休校などで傷ついた子どもたちに寄り添うとともに、教材研究にける時間の確保を重視して下さい。
- (2) 長期にわたる休校や短い夏休みなどでストレスを抱えたり、生活リズムが崩れ不調に陥っている子どもたちの心身のケアができるよう、養護教諭やスクールカウンセラーを増員して下さい。また、学習、清掃、消毒、オンライン整備などのための学習支援員を増員して下さい。

4. 長期休校によって遅れた学習を取り戻すために、子どもたちに過度の負担をかけることがあってはなりません。夏休みを短縮したことが、子どもたちにどのような影響を与えたかなども含め、深い検討が必要です。

- (1) 機械的に授業時数を確保しようとするのではなく、文部科学省で示された「学校の授業における学習活動の重点化」については、各学校の実態をふまえた判断に委ねて下さい。
- (2) 「学校での指導の充実」のために実施する「授業時数の増加」「過度の圧縮授業」「長期休業の短縮」については、子どもたちの負担や教職員の過重勤務につながらないようにして下さい。また、土曜授業は行わないで下さい。

(3) 文科省通知では、「次学年又は次々学年に移して教育課程を編成」するなど、次年度以降を見通した教育課程編成が示されています。しかし、問題を先送りするのみで、次年度以降に大きなしわ寄せが生じることも考えられます。新学習指導要領の一部を実施しないことも可とするなど、学習保障について見直すよう文科省に要請して下さい。

5. 「1年単位の変形労働時間制」について、文科省より9月議会での条例制定、2021年4月からの施行をめざすよう指示されています。コロナ禍によって、教職員の長時間労働に一層の拍車をかける「1年単位の変形労働時間制」は導入しないで下さい。

6. コロナ禍によって、とりわけ教職員は職場における業務負担はもとより、子育てや介護など家庭での負担も増大しています。職場でのジェンダーフリーの実現をめざしながら、こうした家庭的負担を担う教職員への配慮を重視して下さい。とりわけ、妊娠中の教職員や重症化しやすい基礎疾患を持つ教職員などに対して十分な配慮に努めて下さい。

以上